

会報

題字は元相談役古宮正栄書

No. 58

2014年3月1日発行

一般社団法人
雇用管理協会



目次

最近の雇用失業情勢について	2
労働保険・社会保険でお困りの皆さんへ！	5
労働基準情報	6
職業安定情報	7
必ずチェック最低賃金！	8
社会保険情報	9
紛争と解決のケーススタディ	10
トピックス おすすめの本・編集後記	11
労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育等のご案内	12

最近の雇用失業情勢について

平公共職業安定所長 古 生 一 郎

会員の皆様におかれましては、日頃より雇用確保をはじめとするハローワークの業務運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

震災から3年目を迎えようとしている最近の雇用失業情勢は、円安による輸出関連産業の進展や復興関連産業を中心に向上感がうかがえる状況となっています。

昨年12月の全国の有効求人倍率は1.03倍と6年ぶりに1.0倍を超えた前月より0.03ポイント上昇し、対前年同月比では0.21ポイント増と改善傾向を維持した状況となっています。

福島県内の状況は、12月の有効求人倍率が1.30倍と前月より0.02ポイント前年同月より0.12ポイント上昇、復興関連業種をはじめとする求人が旺盛で全国7番目の水準になっています。

いわき市の状況は、12月の有効求人倍率が1.59倍となり前月を0.09ポイント前年同月を0.19ポイント上回る高水準で推移しており、復

興関連業種や医療・介護分野では一層の人手不足感が強い状況となっているほか、ほぼ全業種において人手不足感が広がっています。

12月の求人や求職の状況ですが、新規求人数は2,713人（前年同月比10.8%の増加）有効求人数は8,245人（前年同月比6.7%の増加）と高水準を継続している状況にあります。新規求職者は1,087人（前年同月比0.2%微増）有効求職者数5,178人（前年同月比▲6.1%の減）と前年度に引き続き減少傾向が継続しており、人員確保の困難な状況に拍車をかける状況となっています。

ハローワークでは、求職者の方にわかりやすい求人票の掲示や求人内容の詳細化に努め、画像による事業所情報の提供などきめ細かな情報発信を図り求人充足の推進に努めているところです。

なお、最新のいわき市の雇用の動き（平成26年1月）は〔別表1〕のとおり、求人倍率が若干低下するものの高止まりの状況で推移してい

〔別表1〕一般職業紹介状況（平職安管内）

項目	区分	26年1月		前月 25年12月値	前年同月 25年1月値	対前月比	対前年 同月比
		いわき計	うち出張所				
全数 【パートを含む】	新規求職者数	1,762	772	1,087	1,718	62.10	2.56
	月間有効求職者数	5,322	2,259	5,178	5,594	2.78	▲4.86
	新規求人数	3,284	1,426	2,713	3,340	21.05	▲1.68
	月間有効求人数	8,227	3,484	8,245	8,081	1.81	1.81
	紹介件数	2,009	893	1,565	2,124	28.37	▲5.41
倍率	新規求人倍率	1.86	1.85	2.50	1.94	▲0.64point	▲0.08point
	有効求人倍率	1.55	1.54	1.59	1.44	▲0.04point	0.11point

ます。

続きまして、本年3月新規高等学校卒業者の就職内定状況〔別表2〕についてですが、昨年度は震災直後の県外流失の防止を図る観点からの早期求人確保に努めたところですが、本年度においても早期求人提出の重要性をいわき市・県の行政機関及び商工会議所等経済団体の積極的なアピールに呼応いただき、皆様のご理解により昨年にも増してより多くの早期求人の確保が図られ、7月での求人倍率が1.0倍越え（1.19倍）を達することができました。結果本年1月末現在、就職希望者1,003人と前年同月を7.8%減少している中、管内の求人状況の旺盛さを反映し、県内（地元）就職内定者は686人と前年同期を0.7%の微増ではありますが確保される状況となっており、地元への若年労働力の確保

の目安となる県内留保率は72.7%となり昨年同月を4.4ポイント上回る状況となっています。

しかしながら、今後の少子化の影響により、高等学校卒業者の減少があり、しいては高卒就職希望者の顕著な減少傾向が続いていくため、県内留保の必要性が重大化していき、皆様のご協力が欠かせないものとなっていきますのでよろしくお願いいたします。

また、次年度以降の地元就職促進策として、1・2年生及び保護者に対しての地元企業自身のアピール促進を図る機会を設け、就職希望者に加え進学希望者に対しても、いわきの産業に深い興味を持ってもらい、将来より多くの若年労働者をいわきに定着させるべく、市・県とともども頑張っていくしますので、会員皆様のご理解ご協力そしてご助言等をお願いいたします。

〔別表2〕平成26年3月新規高等学校卒業者の求人・就職状況（平職安管内）

（平成26年1月末現在）

項目	年度	平成26年3月卒			対前年比	
		合計	男子	女子	増減数	増減率（%）
卒業予定者数		3,342	1,679	1,663	▲197	▲5.6
就職希望者数		1,003	596	407	▲78	▲7.2
	県内希望者数	741	426	315	▲18	▲2.4
	県外希望者数	262	170	92	▲60	▲18.6
求人	数	1,466			294	25.1
	うち管内	1,466			294	25.1
就職内定者数		943	572	371	▲54	▲5.4
	県内	686	405	281	5	0.7
	県外	257	167	90	▲59	▲18.7
求人倍率（倍）		1.98			0.44point	
	管内求人倍率	1.98			0.44point	
就職内定率（%）		94.0	96.0	91.2	1.8point	
	県内	92.6	95.1	89.2	2.9point	
	県外	98.1	98.2	97.3	0.0point	
県内留保率（%）		72.7	70.8	75.7	4.4point	

*学校及びハローワークでの紹介を希望するものを計上（縁故就職等を除く）

【平成25年10月～12月】

中途採用者採用時賃金情報(福島労働局管内)

(単位：千円)

職業別・男女別	年齢別		計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳～64歳
	男	女											
計	男	179	224	188	202	220	228	239	240	249	241	232	
	女	142	159	148	159	167	160	165	159	165	161	159	
専門的・技術的職業	男	167	253	180	230	300	268	261	241	262	235	299	
	女	146	191	162	186	221	196	203	190	198	182	166	
管理的職業	男	0	356	0	168	272	304	348	372	442	380	314	
	女	0	183	137	148	145	227	180	145	0	372	180	
事務的職業	男	146	253	164	193	219	261	281	295	324	258	230	
	女	145	161	151	162	164	157	168	157	157	216	167	
販売の職業	男	139	198	164	190	191	209	234	229	226	186	189	
	女	145	144	146	148	147	149	142	145	136	114	119	
サービスの職業	男	162	190	170	182	190	201	207	208	199	203	175	
	女	142	153	146	152	163	159	152	153	157	152	148	
保安の職業	男	0	152	146	171	134	168	150	160	155	156	136	
	女	0	134	142	142	0	0	123	132	0	0	150	
農林漁業の職業	男	117	182	178	186	216	187	156	190	143	200	174	
	女	135	122	146	133	99	120	101	125	0	119	0	
運輸・通信の職業	男	150	219	199	199	221	234	223	222	219	220	204	
	女	0	184	144	216	200	177	203	185	190	0	0	
生産工程・労務の職業	男	188	228	198	207	219	224	243	244	247	249	239	
	女	135	148	142	147	146	138	155	146	160	141	179	

中途採用者採用時賃金情報(平職安管内)

平公共職業安定所(単位：千円)

職業別・男女別	年齢別		計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳～64歳
	男	女											
計	男	210	238	205	215	235	239	250	260	259	251	236	
	女	146	161	149	165	158	159	169	165	174	164	158	
専門的・技術的職業	男	165	247	190	233	224	259	270	237	293	231	339	
	女	145	173	148	180	168	185	166	208	160	195	166	
管理的職業	男	0	362	0	0	209	0	154	0	494	340	550	
	女	0	195	0	200	0	0	180	0	0	220	180	
事務的職業	男	113	217	148	186	201	183	348	305	213	202	0	
	女	144	154	151	153	153	143	168	157	156	182	140	
販売の職業	男	0	232	189	205	225	256	277	311	200	150	0	
	女	172	156	169	173	169	140	145	0	126	113	85	
サービスの職業	男	237	201	171	190	194	194	219	235	232	202	194	
	女	148	158	145	156	161	172	158	157	178	158	136	
保安の職業	男	0	148	132	160	132	0	161	200	157	132	132	
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農林漁業の職業	男	0	214	0	245	0	0	0	181	0	300	100	
	女	0	150	0	0	0	0	0	0	0	150	0	
運輸・通信の職業	男	0	234	202	209	241	252	234	239	240	247	216	
	女	0	168	0	0	200	152	0	0	0	0	0	
生産工程・労務の職業	男	212	243	216	222	245	242	252	267	260	258	234	
	女	137	162	138	172	147	136	185	166	190	127	225	

※この資料は、対象期間内の雇用保険被保険者資格取得データから検索したもので、取得日現在における賃金月額額の平均賃金です。
※賃金の単位は、千円です。(臨時の賃金、超過勤務手当等は含みません。)

労働保険、社会保険で
お困りの事業主の皆さん
ぜひ、雇用管理協会に
ご一報ください。

一般社団法人雇用管理協会では、経営環境や雇用環境の改善のために以下の事業について、皆様のお手伝いをさせて頂いております。

労働保険

(労災保険・雇用保険)の
事務委託

社会保険

(厚生年金・健康保険)の
事務委託

その他

助成金・奨励金の申請、
就業規則の作成など

この外に、**労災保険の上積み補償契約**の代行も行っております。いざという時、上積み補償に加入しておくことは、企業のリスク回避のためにも大切です！

また、当協会は福島労働局から認可を受けた**労働保険事務組合**であることから、次の点で有利です。

- ・事業主も労災保険に**特別加入**できます。
- ・労働保険料について、**3期に分けて分割納付**できます。

お問い合わせ

一般社団法人 雇用管理協会(担当、大塚・原)まで、お気軽にお電話ください。

〒970-8026 いわき市平字紺屋町45番地(紺屋町ビル2階)

TEL 0246-23-0699 FAX 0246-23-0689

e-mail koyou@themis.ocn.ne.jp URL <http://www2.ocn.ne.jp/~koyoukan/>

労働基準情報

私物捨てられない!? 出社しなくなり雇止め



パート社員が、ある日を境に出社しなくなり、期間満了で雇止めという形で処理しました。その後、特にトラブルもなく、数カ月が経過しましたが、本人の私物が若干残されています。法律上、こうした私物を「何年保管しておくべき」といった規定があるのでしょうか。



返還請求権は民法上「20年」

労基法では、第115条に時効に関する定めを置いています。賃金（退職手当を除く）、災害補償その他の請求権は2年、退職手当の請求権は5年が経過すると、時効消滅します。一方、第23条では、「労働者の死亡・退職後、請求があった場合、7日以内に賃金を支払い、労働者の権利に属する金品を返還しなければならない」と規定しています。

蒸発社員が遺留品の返還を求める権利が、労基法第115条で定める「その他の請求権」に該当すれば、2年で権利が消滅すると解されます。

しかし、労基法コンメンタールでは、「労働者の所有に係る物品の返還請求権は、物権的請求権であるから、その消滅時効は民法第167条第2項（20年）の規定するところにより、第115条の時効にはかからない」としています。

車内トラブルは通災か 通勤経路の途上だが



電車内や駅構内で第三者とトラブルになり、大ケガを負ったというニュースを最近よく見聞きます。当然、通勤災害でしょうが、労災保険の請求が認められないこともあるのでしょうか。



暴力誘因する過失なければ

通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所の往復を合理的な経路および方法により行うことなどをいいます。通勤途上、労働者が負傷、疾病、障害または死亡したときは、労災保険給付が支給されます。負傷や疾病が、通勤と相当因果関係があること、つまり通勤に通常伴う危険が具体化したと認められることが必要です（平18.3.31 基発0331042号）。

通勤途上における他人の故意に基づく暴行は、「私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものを除き、通勤によるものと推定する」（平21.7.23 基発0723第12号）としています。

平成21年度には、通勤中に飲料水の自販機の順番待ちを巡りトラブルになり、相手に殴られ頭部外傷などの傷病を負った事案について、労基署は通災とは認めず不支給処分としたものの、審査請求により「暴力を誘因する過失」は認められなかったとして、原処分を取り消した例があります。

職業安定情報

受給期間を再び延長？



定年退職後、「心身のリフレッシュ」のために求職活動を希望せず、失業給付の受給期間を1年延長した高齢者がいます。まもなく、1年が経過しますが、現在、体調を崩し、長期にわたり就労が困難な状況です。さらに、「傷病」を理由として、受給期間を延長することができないでしょうか。



A 離職翌日から4年間の限度

基本手当の受給期間を延長する方法は、2種類あります。

第1は「妊娠、出産、育児、傷病、親族の介護等」を理由とするものです（雇保法20条1項）。原則の受給期間は1年（所定給付日数が長い場合、これに最大60日をプラス）ですが、申出により最長で4年まで延長可能です。

第2は「定年到達者等が一定期間求職の申込みを希望しないこと」を理由とするもので（同条2項）、「求職の申込みをしない期間」は、最長1年と定められています。

お尋ねの延長申出は第2タイプに該当しますが、重ねて第1タイプの延長を申し出ることも可能です。ただし、両タイプを併用しても、受給期間の限度が「離職の日の翌日から起算して」4年間を超えることはできません。

高齢者も給付制限？ 自己都合により退職



67歳の嘱託社員が退職の意向を示し、「一身上の理由」といって、慰留にも応じようとしません。一般の離職者については、自己都合退職の場合、所定給付日数や支給時期に関して不利益が生じます。高齢継続被保険者の場合、離職理由に基づく差異があったでしょうか。



A 一時金だけが支給遅れる

同一の事業主の適用事業に、「65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後において雇用されている者」を高年齢継続被保険者といいます（雇保法37条の2）。高年齢継続被保険者の失業給付（高年齢求職者給付金）は、一般の被保険者と異なり、一時金の形で支給されます。

給付金の額は、算定基礎期間が1年以上は50日、1年未満は30日で、離職理由に基づく差異はありません。

高年齢受給資格者に対して、ハローワークは「失業の認定日」を通知しますが、「雇保法31条1項の規定は、高年齢求職者給付金について準用」されます（雇保法37条の4）。31条1項では、「被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、または正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合」の給付制度について定めています。

必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も

常用・臨時・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、福島県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金件名		最低賃金額(円)	効力発生效年月日
		1時間	
福島県最低賃金 (下記の5産業を除く全産業)		675円	平成25年10月6日
産業別最低賃金	非鉄金属製造業	789円	平成25年12月18日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	741円	平成25年12月7日
	輸送用機械器具製造業	776円	平成25年12月27日
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	774円	平成25年12月27日
	自動車小売業	772円	平成25年12月18日

(注) 実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(注) 産業別最低賃金の一部に適用除外業種や業務があります。

詳しくは、福島労働局賃金室（TEL.024-536-4604）又は最寄りの労働基準監督署にご照会ください。

社会保険情報

同日得喪いつ行うか 年金受給者が対象



定年後の再雇用者については、被保険者資格を同日得喪し、標準報酬月額等級を見直しています。「特別支給の老齢厚生年金の受給者」が対象と聞きますが、平成25年4月以降は61歳以上になるのでしょうか。



A 60歳以上に要件を変更

月給など固定的賃金の変動すると、随時改定により、賃金の変動した月から4カ月後に標準報酬月額等級を見直し、あわせて保険料も改定されます。

例外的に、定年後に再雇用された者は、使用関係が一旦中断したものとみなして、被保険者資格を喪失および再取得することができます。再雇用で賃金が低下しても、随時改定を待たずに新しい報酬に対応した月額等級、保険料額に変更できるほか、在職老齢年金の支給停止額を抑えられるメリットがありました。

平成25年4月1日以降に60歳になる男性から、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢が61歳から65歳まで段階的に引き上げられます（厚年法附則8条の2）。同日得喪の取扱いも改正され、「60歳以上の者で、退職後継続して再雇用されるもの」であれば、年金の受給権の有無は問わず資格喪失届および資格取得届を提出できます（平成25年1月25日 年発0125第1号）。平成25年4月1日から適用です。

産休も保険料免除に 施行日またぐ休業は？



産前産後休業中の保険料免除について、施行日が平成26年4月1日に決まりました。免除されるのは、施行日以後に出産した者のみでしょうか。施行日をまたぐ休業はどのように扱いますか。



A 4月1日から開始とみなす

産前6週間（多胎妊娠は14週間）および産後8週間の産前産後休業中についても、育児休業中と同様に社会保険料が免除されることになりました（改正厚年法81条の2の2、改正健保法159条の3）。事業主が、保険者等に申出をしたときは、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、保険料が免除されます。

4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した者は、「施行日を休業開始日とみなし」ます（「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」附則20条、48条）。

仮に4月中に休業が終了する場合、その前月である3月分の保険料は免除されません。4月30日に終了する場合に限って、翌日が属する5月の前月（4月）までの保険料が免除されます。

←CASE 紛争と解決のケーススタディ STUDY→

過労死

心不全で死亡した遺族から、葬儀が終わったあと故人の死亡は過労死ではないかという抗議の声が聞かれる。過労死となると、会社はどのような責任を負うのか。

労働者の言い分（遺族）

- ①死亡前3か月間に故人は2日しか休日を取っていない。
- ②ほぼ連日残業の毎日で帰宅は深夜12時過ぎも度々であった。
- ③それまで会社の健康診断でも特に問題はないと言われていた。

会社の言い分

- ①確かに激務であったことは認める。
- ②会社としてもできるだけ遺族の希望には応えたい。
- ③労災保険からの給付を受けられるのなら会社は過労死を認めてもよいが、ペナルティがあるのか心配である。

社労士からのアドバイス

- ①過労死として労災認定をするのは労働基準監督署であること。
- ②労災と認定されれば、労災保険から保険給付がされることになり、遺族年金などが給付される。
- ③事業主には、遺族から民事賠償を訴えられる覚悟が必要である。
- ④労災保険からの給付と民事訴訟による損害賠償は調整されること。

最終決着

過労死としての認定請求は遺族の判断に任せることにした。

チェックポイント

過労死と認定されるには、業務による明らかな過重負荷の有無が重要な要素となります。過重負荷は、単に発症に近接した時期だけでなく長時間にわたる疲労の蓄積も考慮され、長期間の加重業務に関しては、時間外労働の時間の長さにより判断されることとなります。

労働時間の評価の目安と脳・心臓疾患発症の因果関係は、次のように考えられています。

- ①月100時間を超える時間外労働があり、発症前2か月～6か月間に1か月当たり80時間を超える時間外労働があると、業務と発症との関連性は強い。
- ②発症前1か月～6か月間に1か月当たり45時間を超える時間外労働があると、時間外労働が長くなるほど業務と発症との関連性が強まる。
- ③発症前1か月～6か月間に1か月当たり45時間以内の時間外労働であれば、業務と発症との関連性は弱い。

トピックス
「おすすめの本」



他人は教えてくれない

定年前後の知らなきゃ損する 手続き **得** ガイド

本書は、定年前後に必要となるあらゆる手続きを円滑に進めるための指南書。

図解と記載例付きの書式も交えてやさしく解説しており、本人はもとより、会社の実務担当者が、定年前の社員から質問されたときの手引としても活用できる。

「退職手続き編」では、継続雇用、転職、完全リタイアなどのケース別に手続きの流れを説明。

「年金編」では、知らないで損するもらい方・手続きの仕方を解説し、「税金編」では、確定申告で税金を取り戻すやり方も指南。「雇用保険編」では失業給付の受け取り方、「医療保険編」では退職後の得する選択肢を紹介。「配偶者編」では、変更手続きの漏れ確認をアドバイス。

次のライフステージに進む際の案内役として重宝しそうだ。

(土屋信彦著、アニモ出版刊、☎03-5206-8505、1600円+税)

編 集 後 記

この会報(3月号)が発行されて間もなく、3月11日で東日本大震災の発生から丸3年を迎えることとなります。

インフラ整備や除染などが進み、何とか以前の我が家に戻られた方もいる反面、いまだに狭い仮設住宅や借り上げ住宅で暮らしている方も大勢いることに胸が痛みます。

それでも、関係者のご努力により、いわき市内も復旧・復興が目に見える形で進んでいることが肌で実感できるようになってきました。

沿岸部では、新しい堤防が築かれてきており、津波で流失した家屋の基礎もだいたい撤去され、間もなく防災緑地の整備も始まると聞きます。

集団移転が決まり、新しい造成地などに換地を受けた方々の住宅建設や災害公営住宅の建設もこれから本格化するだろうとっております。

何事も「3年」という数字は大きな節目であります。何より大事なのは被災された方々の気持ちを思いやり、みんなで協力し合って新生いわきを作り上げていくことではないでしょうか。

寒かった冬も終わりを迎え、これからは桜の開花を経て目に鮮やかな新緑の季節へと向かいます。希望を胸にともに頑張りましょう！

労働安全衛生法に基づく 技能講習、特別教育等のご案内

(平成26年4月～平成26年9月)

実施期間	種類	種別	日程					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月
(一社) 福島県労働基準協会 (住所は下欄)	技能講習	プレス機械作業主任者				須賀川		
		酸素欠乏・硫化水素作業主任者	須賀川	会津	いわき	福島	須賀川	いわき
		有機溶剤作業主任者	郡山	いわき	須賀川	福島	いわき	白河
		石綿					須賀川	
		特定化学物質及び四アルキル鉛	いわき	郡山		福島		
建災防福島県支部 〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター 3F TEL 024-522-2266	技能講習 (安達)は 実技は安達 会場で実施	足場組立て作業主任者	郡山	いわき	福島	郡山	会津	いわき
		地山の掘削土止め支保作業主任者	いわき		郡山			
		木造建築物組立作業主任者		福島				
		建築物の鉄骨組立て作業主任者						福島
		高所作業車の運転	い・郡	郡・福	郡山	い・郡	郡山	郡・福
陸災防福島県支部 〒960-0231 福島市飯坂町平野字 若狭小屋32 TEL 024-558-9011	技能講習	はい作業主任者	郡山	郡山	会津		いわき	
		フォークリフトの運転	福郡い	福郡会い	福郡会い	福郡い	福郡い	福郡い
		ショベルローダーの運転				郡山		
林災防福島県支部 〒960-8043 福島市中町5-18 林業会館内 TEL 024-528-3307	技能講習	木材加工用機械作業主任者						郡山
	特別教育	伐木、かかり木、チェーンソー	郡山		郡山		郡山	
		刈払作業従事者	郡山	郡山	郡山	郡山	郡山	郡山
		林内作業車集材作業従事者		郡山		郡山		郡山
(公社) ボイラ・クレーン安全協会 いわき事務所 〒971-8181 いわき市泉町本谷字123 TEL 0246-58-9300	技能講習	玉掛	7～10	19～23	9～13	7～11	18～21	8～12
		ガス溶接			16～17		7～8	
		車両系建設機械(整地用)運転	15～18	26～29				22～26
		車両系建設機械(解体用)運転		30				27
		床上操作式クレーン運転	21～24			15～18		
		小型移動式クレーン運転	14～18		23～27		25～29	
		ボイラー取扱				29～30		
	特別教育	クレーン運転業務(5トン未満)		8～9		24～25		3～4
		小型車両系建設機械(整地用)(3トン未満)	2～4		18～20		4～6	
		小型車両系建設機械(ローラー)運転	24～25					16～17
	安全教育	移動式クレーン定期自主検査者教育			6			
		クレーン定期自主検査者教育				31		
(一社) いわき労働基準協会 〒970-8045 いわき市郷ヶ丘 2丁目30-3 TEL 0246-29-0011	技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習				3～4		25～26
		酸欠・硫化水素作業主任者技能講習		14～16			6～8	
		特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習			19～20			
	特別教育	自由研さくと石取替特別教育講習会			4			
		アーク溶接特別教育講習会		29～30				11～12
		電気取扱い(低電圧)			11			
		ダイオキシン作業特別教育講習会			6			
		粉じん作業特別教育講習会			3			
	刈払機取扱者に対する安全衛生教育	23	28	18	2	28	18	
	その他の教育	第55回KYTトレーナー養成研修会				16～18		
安全衛生推進者養成講習会			26～27		29～30			
安全管理者選任時研修会					10～11			
局所排気装置等定期自主検査者養成講習会					8～9			
職長教育	製造業を主とする建設業	24～25			22～23			
	建設業	17～18	8～9	24～25	24～25		9～10	

注1. 日程欄の○印は実施日未定のもの。

- 女性もすべての免許および技能講習等で資格が取得できます。
- 詳しくは実施機関にご照会ください。

指定教習機関	所在地	TEL・FAX
(一社)福島県労働基準協会	〒970-8041 福島市本町5-8 福島第一生命ビル2F	024-522-6717 024-522-6724

発行所 一般社団法人 雇用管理協会
〒970-8026 いわき市平字紺屋町45番地
(紺屋町ビル内)
☎ (0246) 23-0699 FAX 23-0689
編集人 鈴木 寿信